**一般社団法人熊本県測量設計コンサルタンツ協会定款**

**第１章 総 則**

**（名称）**

**第１条　この法人は、一般社団法人熊本県測量設計コンサルタンツ協会と称する。**

**（事務所）**

**第２条 この法人は、主たる事務所を熊本市に置く。**

**第２章 目的及び事業**

**（目的）**

**第３条 この法人は、測量設計業に係る調査研究、普及啓発に関する事業を行い、測量設計業界の健全な発展及び地位向上を図るとともに、安全安心な社会資本整備の推進に貢献し、県民生活の向上に寄与することを目的とする。**

**（事業）**

**第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。**

**(1)測量設計業に関する技術及び経営の進歩改善を図るための調査研究。**

**(2)測量設計業に関する人材育成及び能力開発の推進。**

**(3)測量設計業に関する知識の啓発普及、情報の提供、資料の頒布。**

**(4)安全安心な国土整備に寄与するため、関係官庁及び各種団体等の連絡交渉並びに提携推進。**

**(5)教育及びスポーツの振興に関する社会貢献活動の推進。**

**(6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業。**

**2　前項の事業は、熊本県において行うものとする。**

**第3章 会員**

**（法人の構成員）**

**第５条 この法人に次の会員を置く。**

**(1）正会員　この法人の目的に賛同して入会した測量法及び国土交通大臣が定める建設コンサルタント登録規定に基づき登録を受けた法人であって熊本県内に主たる営業所を置く者のうち、次条の規程によりこの法人に入会したもの。**

**（2）賛助会員　この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人に入会したもの。**

**２　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。**

**（会員の資格の取得）**

1. **この法人の会員になろうとする者は理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を経なければならい。**

**（経費の負担）**

1. **この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員になった時及び毎年、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。**

**２　賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を毎年納入しなければならない。**

**（退会）**

**第８条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。**

**（除名）**

**第９条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。**

**(1) この定款その他の規則に違反したとき。**

**(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。**

**(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。**

**（会員資格の喪失）**

**第10 条 前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。**

1. **第7 条の支払義務を、本会が当該事業年度終了後直ちに行う催告が到達した後30日を経過しても履行しなかったとき。**

**(2) 総正会員が同意したとき。**

**(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。**

**(4) 当該会員が第5条第1号に適合しなくなったとき。**

**(5) 公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センター等と相談のうえ、次のいずれかに該当する社と認**

**められたとき。**

**➀ 役員等が暴力団員に該当する社**

**➁ 暴力団員等がその事業活動を支配する社**

**➂ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している社**

**（会員資格喪失に伴う権利及び義務）**

**第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。**

**(拠出金品の不返還)**

**第12条 資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。**

**第４章 総会**

**（構成）**

**第13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。**

**２　前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。**

**（権限）**

**第14条 総会は、次の事項について決議する。**

**(1) 会員の除名**

**(2) 理事及び監事の選任又は解任**

**(3) 理事及び監事の報酬等の額**

**(4) 理事及び監事に対する報酬等の支給の基準**

**(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認**

**(6) 定款の変更**

**(7) 解散及び残余財産の処分**

**(8) 基本財産の処分の承認**

**(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項**

**（種類及び開催）**

**第15条　この法人の総会は、定時総会と臨時総会の２種とする。**

**２　定時総会は、法人法上の定時総会として、毎事業年度終了後２ヶ月以内に開催する。**

**３　臨時総会は、必要がある場合に開催する。**

**（招集）**

**第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。**

**２　総正会員の５分の1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集を請求することができる**

**（定足数）**

**第17条　総会においては、総正会員の２分１以上の出席がなければ開会することができない。**

**（議長）**

**第18条　総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。**

**（議決権）**

**第19条 総会における議決権は、正会員1 名につき1個とする。**

**（決議）**

**第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行うこととする。**

**２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。**

**(1) 会員の除名**

**(2) 監事の解任**

**(3) 定款の変更**

**(4) 解散**

**(5) その他法令で定められた事項**

**３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。**

**（書面又は代理による議決権行使）**

**第21条　総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。**

**２　正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、その議決権を代理人に行使させることができる。この場合において、当該代理人はこの法人の正会員の資格を有するものに限る。**

**３　前２項の場合において、当該議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。**

**（議事録）**

**第22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。**

**２　議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印す**

**第５章 役員**

**（役員の設置）**

**第23 条 この法人に、次の役員を置く。**

**(1) 理事 ８名以上１２名以内**

**(2) 監事 １名以上３名以内**

**２　理事のうち1 名を会長とする。**

**３　会長以外の理事のうち１名以上２名以内を副会長とする。**

**４　会長及び副会長以外の理事の中から、必要に応じ専務理事及び常務理事を置くことができる。**

**５ 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とする。**

**（役員の選任）**

**第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。**

**２　会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。**

**３　理事及び監事は、相互に兼ねることができない。**

**（理事の職務及び権限）**

**第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。**

**２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。**

**３　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序により職務を代行する。**

**４ 専務理事及び常務理事は、会長及び副会長を補佐する。**

**５　会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。**

**（監事の職務及び権限）**

**第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。**

**２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。**

**（役員の任期）**

**第27条 理事及び監事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。**

**２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。**

**３　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。**

**（役員の解任）**

**第28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。**

**（役員の報酬等）**

**第29条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、正会員以外の監事に対しては、総会において定める額を支給する**

**２　前項にかかわらず、理事及び監事に対して、理事会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。**

**（責任の一部免除）**

**第30条　この法人は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。**

**第６章 理事会**

**（構成）**

**第31 条 この法人に理事会を置く。**

**２　理事会は、すべての理事をもって構成する。**

**（権限）**

**第32 条 理事会は、次の職務を行う。**

**(1) この法人の業務執行の決定**

**(2) 理事の職務の執行の監督**

**(3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職**

**(4) 重要な使用人の選任及び解任**

**（招集）**

**第33 条 理事会は、会長が招集する。**

**２ 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。**

**（定足数）**

**第34条　理事会においては理事の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。**

**（議長）**

**第35条　理事会の議長は、会長がこれに当たる。**

**２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。**

**（決議）**

**第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。**

**２ 前項の規定にかかわらず、法人法第96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。**

**（議事録）**

**第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。**

**２　前項の議事録に出席した会長及び監事が記名押印する。**

**第7章　顧問、相談役及び委員会**

**（顧問、相談役）**

**第38条　この法人に、任意の機関として顧問及び相談役を置くことができる。**

**２　顧問及び相談役は、理事会の推薦に基づいて会長が委嘱する。**

**３　顧問及び相談役の会務、報酬等については理事会において別に定める。**

**（委員会）**

**第39条　この法人の事業を推進するために、理事会の決議により、委員会を設置することができる。**

**２　委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。**

**第8章　 資産及び会計**

**（財産の構成）**

**第40条　この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。**

**（１）会費**

**（２）寄附金品**

**（３）事業に伴う収入**

**（４）資金から生ずる収入**

**（５）その他の収入**

**（事業年度）**

**第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。**

**（事業計画及び収支予算）**

**第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。**

**２　 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。**

**（事業報告及び決算）**

**第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。**

**(1) 事業報告**

**(2) 事業報告の附属明細書**

**(3) 公益目的支出計画実施報告書**

**(4) 貸借対照表**

**(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）**

**(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書**

**(7) 財産目録**

**２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号、第５号及び第7号の書類については、定時総会に提出し、第１号及び第３号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。**

**３　第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に５年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を**

**主たる事務所に備え置くものとする。**

**（剰余金の処分制限）**

**第44条 この法人は剰余金の分配を行うことができない。**

**第９ 章 定款の変更及び解散**

**（定款の変更）**

**第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。**

**（解散）**

**第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。**

**（残余財産の帰属等）**

**第47条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。**

**第10 章 公告の方法**

**（公告の方法）**

**第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。**

**第11章 　事 務 局**

**（設置）**

**第49条　この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置く。**

**２　事務局長及び職員は理事会の決議を経て会長が任命する。**

**３　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。**

**第12章　　雑　　則**

**（委任）**

**第50条　この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。**

**附 則**

**１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121 条第1 項において読み替えて準用する同法第106条第１項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する*。***

**２　この法人の最初の会長は藤本祐二、理事は原田卓、西川智德、古澤芳郎、松崎正春、和田憲二、浦上正剛、田口覺、監事は山下定男、千歳睦男とする。**

**３　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。**

**４　社団法人熊本県測量設計･建設コンサルタンツ協会の定款は、附則第3項に定める解散の登記の日に廃止する。**